

# 02 都市計画の役割

都市計画とは、「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」です。

現行の都市計画法は、高度経済成長期に都市への急激な人口の集中によって様々な都市問題が発生したことを背景に、計画的な土地利用と都市整備を進めるため、1968(昭和43)年に制定されたものです。

神奈川県では、1970(昭和45)年の当初線引き以降、7回の線引き見直しを行いながら、市街地の開発整備や土地利用の規制・誘導を行ってきました。

都市計画制度は、2000(平成12)年に施行された地方分権一括法により、都市計画事務が自治事務となり、地域が主体となって、地域ごとの課題に的

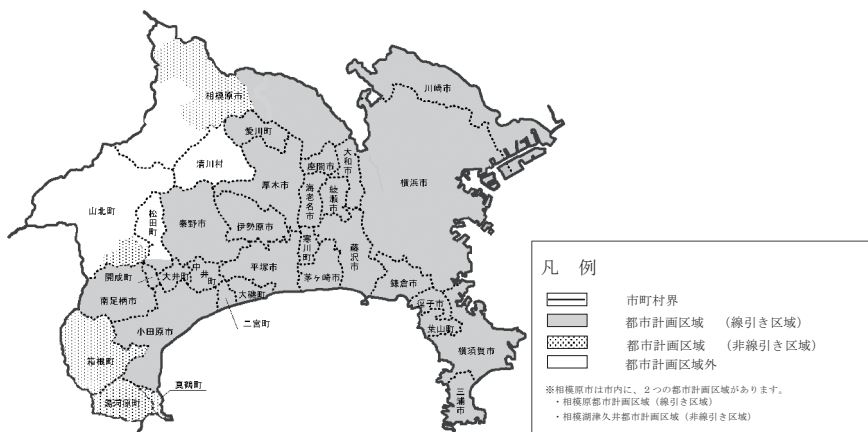
確に対応し得る柔軟性と透明性を備えた制度となりました。

また、2012(平成24)年には、地方分権に係る第2次一括法により、都市計画に関する決定権限の多くが都道府県から市町村に移譲されました。さらに、2015(平成27)年6月には、地方分権に係る第4次一括法により、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」の決定権限が指定都市に移譲され、都市計画の分野においても地方分権は大きな流れとなっており、広域的な観点から都市計画を推進することが、ますます重要となっています。

## 都市計画区域

都市計画区域は、都市の健全で秩序あるまちづくりを進めるため、「市街化区域及び市街化調整区域」、「用途地域」、「都市施設」などの都市計画を定める一定の区域のことです。

2020(令和2)年4月1日現在では、清川村を除く19市13町に30都市計画区域が指定されており、その面積は、約199,776haで、県土面積の約8割です。

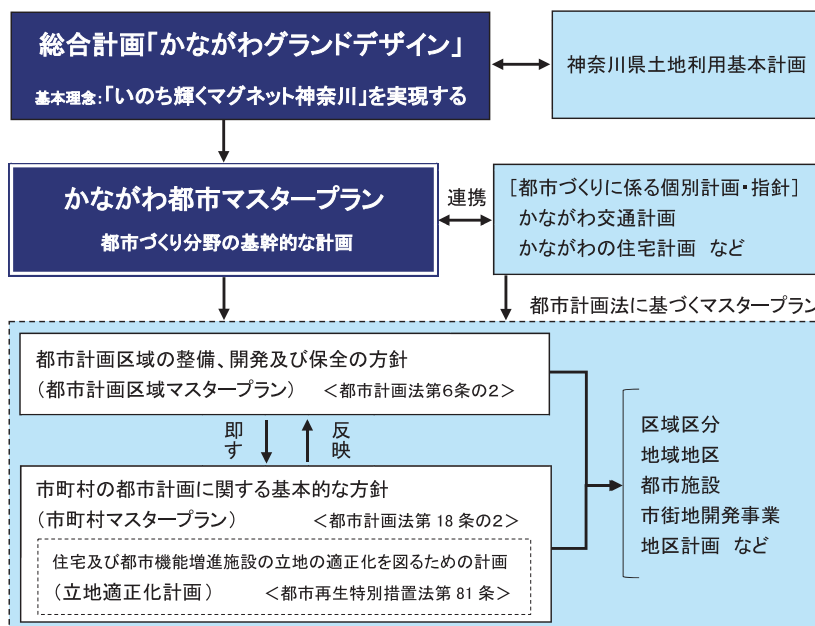


## マスタープラン

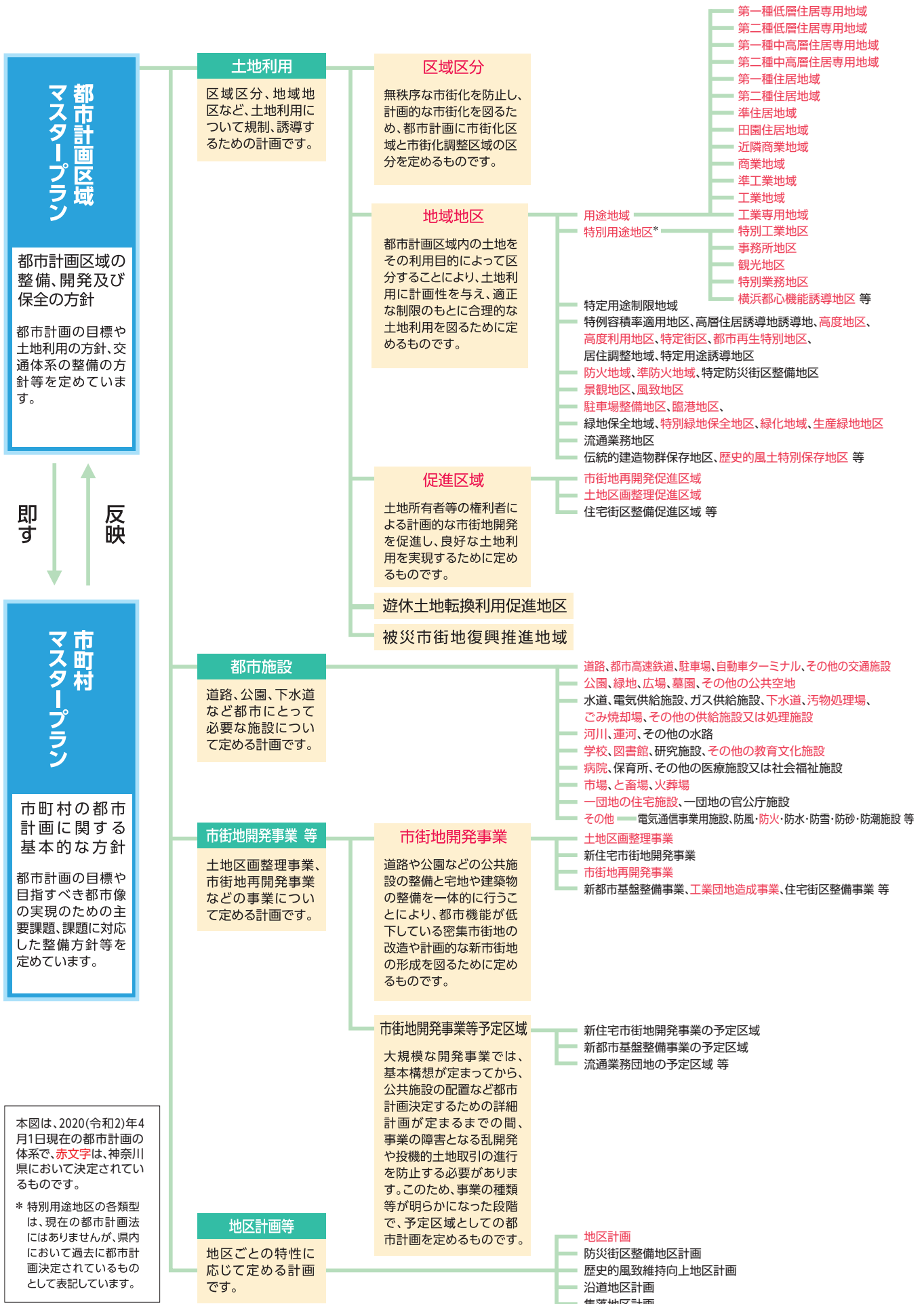
マスタープランは、長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしたもので、都市計画法による法定のマスタープランと、任意のマスタープランがあります。

「かながわ都市マスタープラン」は、広域的な都市づくりの基本方向などを示した、任意のマスタープランです。

「市町村マスタープラン」は都市計画法(第18条の2)に基づくもので、神奈川県では2020(令和2)年4月1日現在、都市計画区域外となっている清川村を除き、すべての市町で定められています。



# 都市計画の内容



本図は、2020(令和2)年4月1日現在の都市計画の体系で、赤文字は、神奈川県において決定されているものです。

\* 特別用途地区の各類型は、現在の都市計画法にはありませんが、県内において過去に都市計画決定されているものとして表記しています。